

平成17年(勸)第1号

審 決

茨城県つくば市東光台五丁目6番

インテル株式会社

同代表者 代表取締役 吉田和正

公正取引委員会は、平成17年3月8日、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第48条第1項の規定に基づき勧告を行ったところ、上記の者がこれを応諾したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

主 文

- 1 インテル株式会社は、インテルコーポレーションから、その製造販売するCPU(パーソナルコンピュータに搭載するx86系セントラル・プロセッシング・ユニットをいう。以下同じ。)を輸入し、これを、国内パソコンメーカー(国内に本店を置くパーソナルコンピュータの製造販売業者をいう。以下同じ。)に販売するに際して、平成14年5月ころ以降行っている、国内パソコンメーカーに対し、その製造販売するパーソナルコンピュータに搭載するCPUについて
 - (1) MSS(各国内パソコンメーカーが製造販売するパーソナルコンピュータに搭載するCPUの数量のうちインテル製CPU(インテルコーポレーションが製造販売するCPUをいう。以下同じ。)の数量が占める割合をいう。以下同じ。)を100パーセントとし、競争事業者製CPU(インテルコーポレーション以外の事業者が製造販売するCPUをいう。以下同じ。)を採用しないこと
 - (2) MSSを90パーセントとし、競争事業者製CPUの割合を10パーセントに抑えることのいずれかを条件として、インテル製CPUに係る割戻し又は資金提供を行うことを約束することにより、その製造販売するすべて又は大部分のパーソナルコンピュータに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を取りやめなければならない。
- 2 インテル株式会社は、次の事項を自社の取引先である国内パソコンメーカーのすべてに通知するとともに、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これ

らの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 前項に基づいて採った措置

(2) 国内パソコンメーカーに対し、インテル製CPUに係る割戻し又は資金提供を行うに当たって、その製造販売するパーソナルコンピュータに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないことが条件となるものではない旨

(3) 国内パソコンメーカーに対し、その製造販売する「シリーズ」等と称するパーソナルコンピュータの商品群のうち生産数量の比較的多い複数の商品群に属するパーソナルコンピュータに搭載するCPUとして採用していた競争事業者製CPUをインテル製CPUに切り替えて当該複数の商品群に属するすべてのパーソナルコンピュータにインテル製CPUを搭載し、これを維持することを条件として、インテル製CPUに係る割戻しを行うことを約束することにより、当該複数の商品群に属するすべてのパーソナルコンピュータに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を取りやめている旨

3 インテル株式会社は、今後、次の行為により、国内パソコンメーカーに対するCPUの販売に係る競争事業者の事業活動を排除してはならない。

(1) 国内パソコンメーカーに対し、その製造販売するパーソナルコンピュータに搭載するCPUについて、MSSを100パーセント又は90パーセント以上とし、これを維持することを条件として、インテル製CPUに係る割戻し又は資金提供を行うことを約束することにより、競争事業者製CPUの割合を0パーセント又は10パーセント以下に抑えるようにさせる行為

(2) 国内パソコンメーカーに対し、正当な理由なく、その製造販売する「シリーズ」等と称するパーソナルコンピュータの商品群のうち生産数量の比較的多い複数の商品群に属するパーソナルコンピュータに搭載するCPUとして採用している競争事業者製CPUをインテル製CPUに切り替えて当該複数の商品群に属するすべてのパーソナルコンピュータにインテル製CPUを搭載し、これを維持することを条件として、インテル製CPUに係る割戻しを行うことを約束することにより、当該複数の商品群に属するすべてのパーソナルコンピュータに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為

- 4 インテル株式会社は、今後、前項の行為を行うことがないよう、自社のCPUの販売に係る営業担当の役員及び従業員に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 5 インテル株式会社は、第1項、第2項及び第4項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

事 実

当委員会が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 (1)ア インテル株式会社（以下「日本インテル」という。）は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタクララに所在するインテルコーポレーション（以下「米国インテル」という。）が全額出資しているインテルインターナショナルの全額出資による日本法人であり、肩書地に本店を置き、我が国において、米国インテルから、その製造販売する、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）に搭載するx86系セントラル・プロセッシング・ユニット（以下「CPU」という。）を輸入し販売する事業を営む者である（米国インテルが製造販売するCPUを以下「インテル製CPU」という。）。
- イ 日本エイ・エム・ディ株式会社（以下「日本AMD」という。）は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベールに所在するアドバンスド・マイクロ・デバイス インクが全額出資している日本法人であり、東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル5階に本店を置き、我が国において、同社から、その製造販売するCPU（以下「AMD製CPU」という。）を輸入し販売する事業を営む者である。
- ウ トランスメタ・コーポレーション（以下「米国トランスメタ」という。）は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタクララに所在するCPUの製造販売業を営む者であり、東京都新宿区西新宿二丁目3番3号に本店を置くトランスメタ株式会社（以下「日本トランスメタ」という。）に全額出資しているところ、日本トランスメタは、米国トランスメタが製造販売するCPU（以下「トランスメタ製CPU」という。）について、我が国において営業活動を行い、パソコンの製造販売業を営む者からのトランスメタ製CPUに対する注文を米国トランスメタに取り次ぐなどの事業を営んでいる。

- (2)ア 日本インテル，日本AMD及び米国トランスメタの3社は，我が国において，国内に本店を置きパソコンの製造販売業を営む者（以下「国内パソコンメーカー」という。）に対し，直接又は代理店を通じてCPUを販売している。
- イ 前記1(2)ア記載の3社が国内パソコンメーカーに対して直接又は代理店を通じて販売するCPUの総販売数量（以下「CPU国内総販売数量」という。）は，我が国において販売されるCPUのほとんどすべてを占めているところ，平成15年において，日本インテルが販売したインテル製CPUの数量がCPU国内総販売数量に占める割合は約89パーセントである。
- (3)ア パソコンは，一般に，形態によってノートブック形又はデスクトップ形に分けられ，国内パソコンメーカーの中には，それぞれの形態について，機能，用途等に応じて幾つかの「シリーズ」等と称する商品群を設け，さらに，それぞれの商品群の中で，価格，機能等の面において上位から下位までのパソコンを販売しているものがある。
- イ 国内パソコンメーカーは，その製造販売するパソコンについて，一般に，年に3回又は4回，従来のCPUに比して性能の向上したCPUを搭載したり，従来のパソコンに新たな機能を付加するなどの変更を行ったりして，新たなパソコンを発売しているところ，日本インテル，日本AMD及び日本トランスメタは，主に，当該機会をとらえて，国内パソコンメーカーに対し，CPUの販売に係る営業活動を行っている。
- ウ 日本インテルは，国内パソコンメーカーに対して営業活動を行う場合，各国内パソコンメーカーが製造販売するパソコンに搭載するCPUの数量のうちインテル製CPUの数量が占める割合（以下「MSS」という。）を営業上の重要な指標とし，各国内パソコンメーカーのMSSを引き上げることを基本的な営業目標としている。
- (4) 日本インテルは，平成3年ころ以降，「インテル・インサイド・プログラム」と称する，国内パソコンメーカーの広告宣伝活動に対する支援制度を通じて，国内パソコンメーカーにおけるインテル製CPUを搭載するパソコンの販売に係る事業活動を促進することにより，インテル製CPUのブランド力の形成・強化を図っている。
- (5)ア 日本インテルが，国内パソコンメーカーに対し，インテル製CPUを直接販売する場合，国内パソコンメーカーごとに提示する「カスタマー・オーソ

ライズド・プライス」と称する価格（以下「CAP」という。）で販売するときと、特定のインテル製CPUについて、そのCAPから一定の額を差し引いた「ECAP」等と称する価格（以下「特別価格」という。）で販売するときがある。

イ 日本インテルは、国内パソコンメーカーに対し、特定のインテル製CPUを特別価格で販売する場合、一般的に、CAPで当該CPUを販売したものとして販売代金を請求し、一定期間が経過した後、CAPと特別価格との差額に販売数量を乗じて得た額の金銭（以下「割戻金」という。）を当該国内パソコンメーカーに提供している。

ウ また、日本インテルは、インテル製CPUを搭載するパソコンの販売促進等のため、国内パソコンメーカーに対し、米国インテルを通じて、「マーケット・ディベロップメント・ファンド」と称する資金（以下「MDF」という。）を提供する場合がある。

(6)ア インテル製CPUについては、その国内における販売数量がCPU国内総販売数量の大部分を占めており、また、パソコンを購入するものにおいて広く認知され、強いブランド力を有している。さらに、日本インテルは、価格、機能等の面において上位から下位までのほとんどすべてのパソコンに対応するCPUを国内パソコンメーカーに安定的に供給するとともに、従来のCPUに比して性能を向上させるなどしたCPUを次々に販売している。このため、国内パソコンメーカーにとって、その製造販売するパソコンの品ぞろえの中にインテル製CPUを搭載したパソコンを有することが重要となっている。

イ さらに、我が国においては、平成12年ころ以降、パソコンに対する需要の低迷、外国製の安価なパソコンの流入等によって、パソコンを製造販売する事業者の間における競争が激化していることから、国内パソコンメーカーにとっては、他のパソコンを製造販売する事業者と競争する上で、インテル製CPUをできるだけ有利な条件で調達することが重要となっており、このため、日本インテルから、インテル製CPUを購入するに当たって、割戻金又はMDFの提供を受けることを強く望んでいる状況にある。

ウ このような状況の下で、日本インテルは、割戻金又はMDFの額及びその提供に当たっての条件を定めている。

2 (1) 平成12年ころ以降、日本AMDが、インテル製CPUと競合するCPUを

より安い価格で発売したことなどを契機として、国内パソコンメーカーが、特に、価格、機能等の面において中位から下位までのパソコンにAMD製CPUを搭載し始めたことから、CPU国内総販売数量のうちAMD製CPUの販売数量が占める割合は、平成12年から平成14年にかけて、約17パーセントから約22パーセントとなった。そのため、日本インテルは、AMD製CPUの販売数量が今後も増加し続けることを危ぐし、平成14年5月ころ以降、各国内パソコンメーカーのMSSを最大化することを目標として、インテル製CPUを直接販売している国内パソコンメーカーのうちの5社（平成12年から平成15年までの期間において、日本インテル、日本AMD及び米国トランスメタが当該5社に対して販売したCPUの数量の合計がCPU国内総販売数量に占める割合は約77パーセントである。）に対し、それぞれ、その製造販売するパソコンに搭載するCPUについて

ア MSSを100パーセントとし、インテル製CPU以外のCPU（以下「競争事業者製CPU」という。）を採用しないこと

イ MSSを90パーセントとし、競争事業者製CPUの割合を10パーセントに抑えること

ウ 生産数量の比較的多い複数の商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて競争事業者製CPUを採用しないこと

のいずれかを条件として、インテル製CPUに係る割戻金又は MDF を提供することを約束することにより、その製造販売するすべて若しくは大部分のパソコン又は特定の商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を行っている。

(2) その行為を例示すると、次のとおりである。

ア 日本インテルは、複数の国内パソコンメーカーに対し、その製造販売する特定のパソコンに搭載するCPUとして採用していた競争事業者製CPUをインテル製CPUに切り替え、又は特定のパソコンに新たに搭載することとしていた競争事業者製CPUの採用を取りやめ、そのMSSを100パーセントとし、これを維持することを条件として、特定のインテル製CPUに係る割戻金を提供することを約束した。これにより、当該国内パソコンメーカーは、そのMSSをほぼ100パーセントに引き上げ、これを維持している。

イ 日本インテルは、国内パソコンメーカーに対し、そのMSSを90パーセントとし、競争事業者製CPUの割合を10パーセントに抑え、これを維持

することなどを条件として、特定のインテル製CPUに係る割戻金又はMDFを提供することを約束した。これにより、当該国内パソコンメーカーは、パソコンの生産計画を変更するなどにより、そのMSSをほぼ90パーセントに引き上げ、その購入するCPUの数量のうち競争事業者製CPUの購入数量が占める割合をほぼ10パーセントとし、これを維持している。

ウ 日本インテルは、国内パソコンメーカーに対し、その製造販売するパソコンのうち生産数量の比較的多い二つの商品群について、それぞれ、当該商品群に属する特定のパソコンに搭載するCPUとして採用していた競争事業者製CPUをインテル製CPUに切り替え、当該商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて競争事業者製CPUを採用せず、これを維持することを条件として、特定のインテル製CPUに係る割戻金を提供することを約束した。これにより、当該国内パソコンメーカーは、当該二つの商品群に属するすべてのパソコンにインテル製CPUを搭載し、これを維持していた。

3 これらにより、CPU国内総販売数量のうち日本AMD及び米国トランスメタが国内において販売したCPUの数量が占める割合は、平成14年において約24パーセントであったものが平成15年においては約11パーセントに減少している。

法 令 の 適 用

上記の事実に法令を適用した結果は、次のとおりである。

日本インテルは、前記事実の2(1)記載の5社に対するCPUの販売に係る競争事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、国内パソコンメーカー向けのCPUの販売分野における競争を実質的に制限しているものであって、これは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり審決する。

平成17年4月13日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 小 林 惇

委 員 柴 田 愛 子

委 員 三 谷 紘

委 員 山 田 昭 雄